

印旛利根川水防事務組合において制定すべき条例のうち栄町条例を準用する条例

昭和56年2月9日  
印利水条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、印旛利根川水防事務組合において制定すべき条例のうち栄町条例を準用することを目的とする。

(準用する条例)

第2条 印旛利根川水防事務組合において制定すべき次の表の左欄に掲げる条例については、同表右欄に掲げる栄町条例を準用する。

印旛利根川水防事務組合において制定すべき条例	準用する栄町条例の名称
職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例	職員の分限に関する手続き及び効果等に関する条例(昭和30年栄町条例第19号)
職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例	職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例(昭和30年栄町条例第20号)
職員サービスの宣誓に関する条例	栄町職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和30年栄町条例第15号)
職務に専念する義務の特例に関する条例	職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和30年栄町条例第17号)
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例	栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年栄町条例第3号)
職員団体の登録に関する条例	職員団体の登録に関する条例(昭和41年栄町条例第19号)
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和4

	1年栄町条例第20号)
職員の給与に関する条例	一般職の職員の給与に関する条例(昭和36年栄町条例第12号)
職員の給与の臨時特例に関する条例	職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年栄町条例第21号)
職員の給与支払の特例に関する条例	職員の給与支払の特例に関する条例(昭和40年栄町条例第8号)
職員の旅費に関する条例	職員の旅費に関する条例(昭和36年栄町条例第14号)

(読み替え規定)

第3条 前条に定める条例の準用にあつては、「栄町」とあるのは「印旛利根川水防事務組合」と、「町長」とあるのは、「管理者」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月11日条例第1号)

この条例は、平成25年9月11日から施行する。